

第 4 章 生活排水処理基本計画

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) 本市の生活排水処理の流れ

本市では公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽（以下「生活排水処理施設」という。）による生活排水処理を推進しています。生活排水処理施設から公共用水域に排出する放流水に関しては、公共用水域の水質を保全するため、各施設において適正な排出に努めています。

一方で、汲^{くみ}取便槽のし尿や浄化槽汚泥等はあずさセンターで処理し、発生した脱水汚泥は松本クリーンセンターで焼却しています。また、処理水は公共下水道に放流しています。

本市における生活排水の処理フローは図4-1のとおりです。

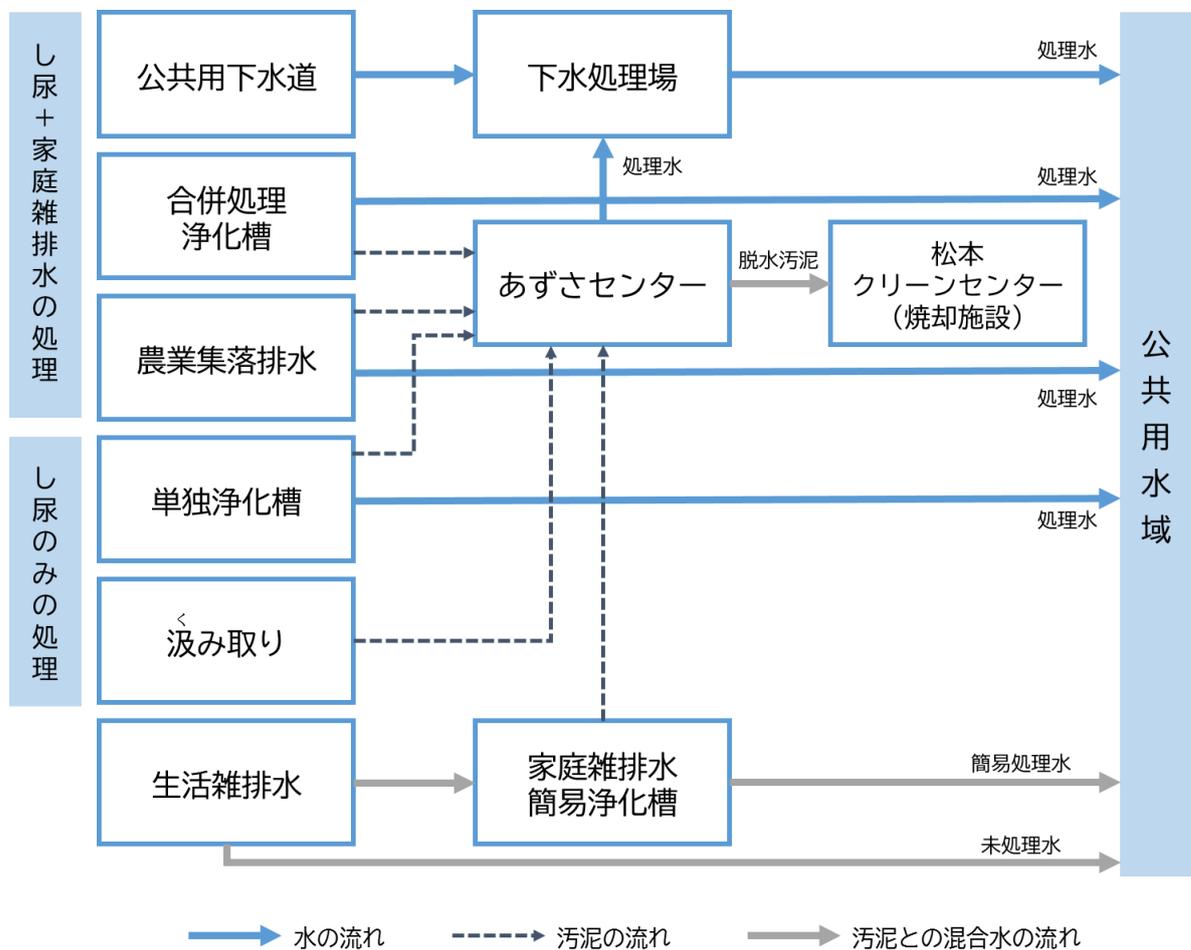


図4-1 生活排水の処理フロー

(2) 処理形態別人口

本市における生活排水処理形態別人口の推移は表4-1及び図4-2に示すとおりであり、このうち、し尿汲取人口は特に著しい減少傾向にあります。

家庭雑排水の適正処理率は増加傾向にあり、令和4年度（2023年度）末には総人口のうち99.2パーセントの人が公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により家庭雑排水を適正に処理しています。

表4-1 生活排水の処理形態別人口

単位：人

区分		家庭雑排水適正処理			家庭雑排水未処理		
年度	総人口	下水道処理	農業集落排水	合併処理浄化槽	単独浄化槽	し尿汲取	家庭雑排水適正処理率
H26	241,680	228,418	1,224	8,526	1,273	2,239	98.5%
H27	241,112	228,222	1,202	8,112	1,253	2,323	98.5%
H28	240,276	227,782	1,212	8,040	1,139	2,103	98.7%
H29	239,519	227,844	1,166	7,297	1,129	2,083	98.7%
H30	238,647	227,771	699	7,230	921	2,026	98.8%
R1	237,837	227,384	699	7,260	487	2,007	99.0%
R2	237,484	227,647	699	7,031	471	1,636	99.1%
R3	236,345	226,838	668	6,759	450	1,630	99.1%
R4	235,720	226,573	638	6,665	426	1,418	99.2%

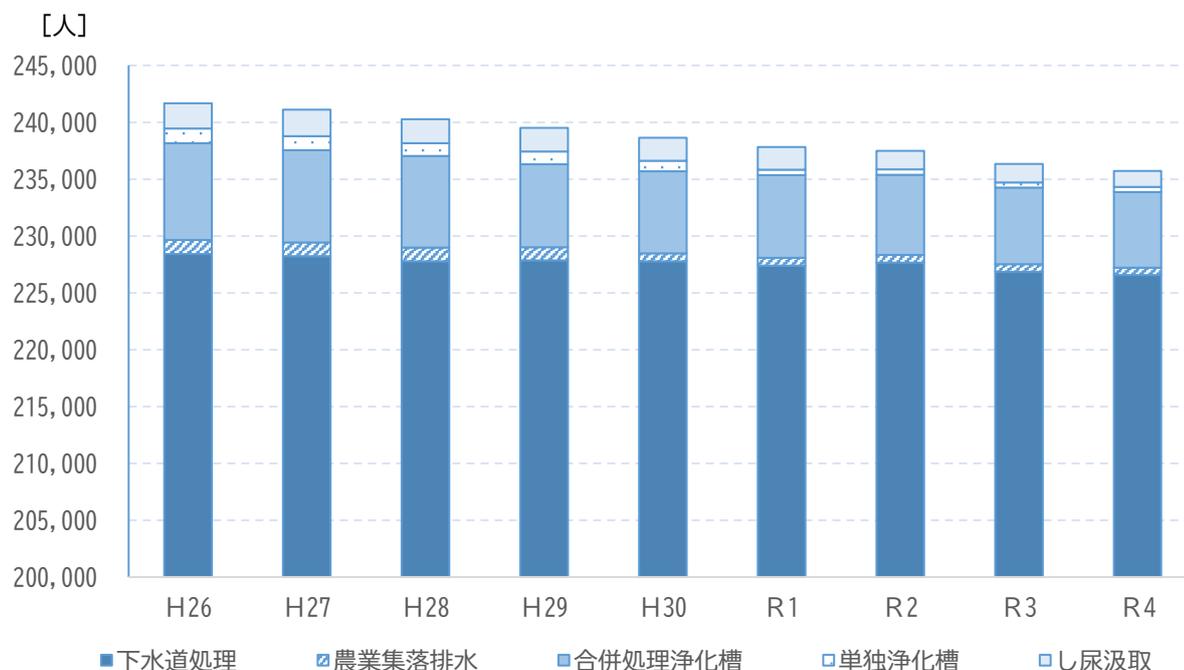


図4-2 生活排水の処理形態別人口

(3) 生活排水処理量の推移

あずさセンターへの投入量は、令和4年度（2023年度）でし尿が4,433.9キロリットル、浄化槽汚泥が3,410.0キロリットルでした。生活排水投入量の合計は、平成26年度（2014年度）から令和4年度（2023年度）に掛けて20パーセントに当たる約2,080キロリットルが減少していますが、これは公共下水道利用への切替えを含めた汲取人口の減少によるし尿投入量の変化が主な理由として考えられます。

本市の生活排水処理量の推移は図4-3のとおりです。

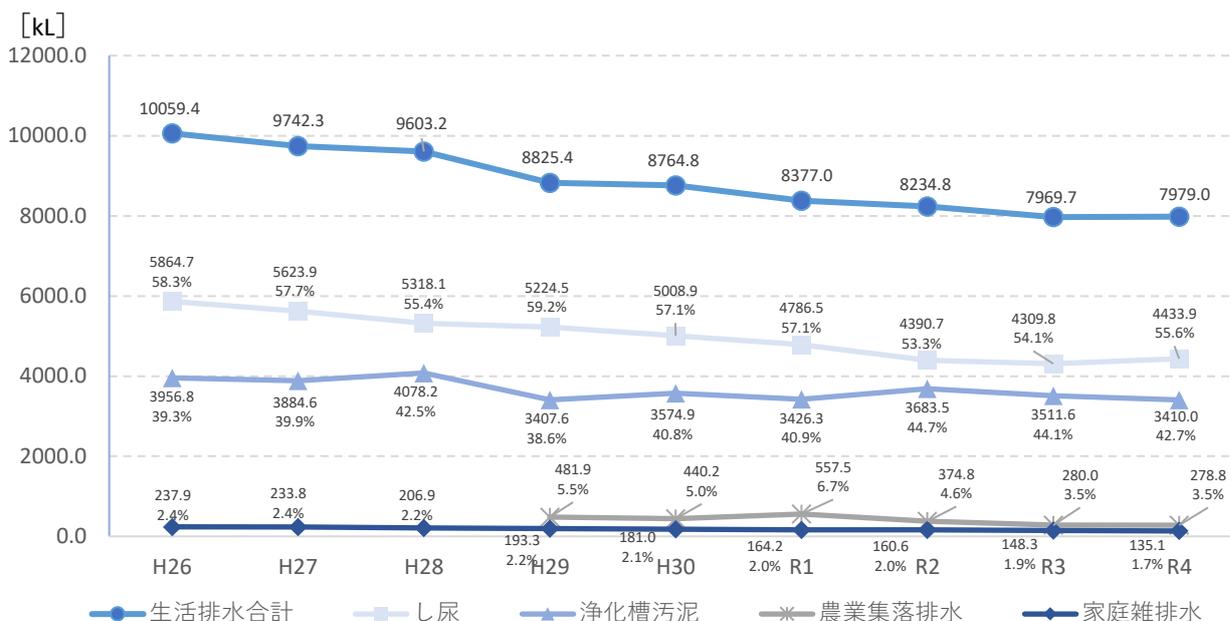


図4-3 生活排水処理量の推移

(4) 浄化槽設置数の推移

本市における浄化槽設置数の推移を表4-2及び図4-4に示します。

公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置が進んだことにより、単独浄化槽の設置数は減少傾向にあります。

表4-2 浄化槽設置数の推移

単位：基

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
合計	2,974	2,975	2,922	2,912	2,910	2,785	2,762	2,657	2,647
合併処理浄化槽	2,499	2,509	2,503	2,500	2,510	2,466	2,451	2,354	2,350
単独浄化槽	475	466	419	412	400	319	311	303	297

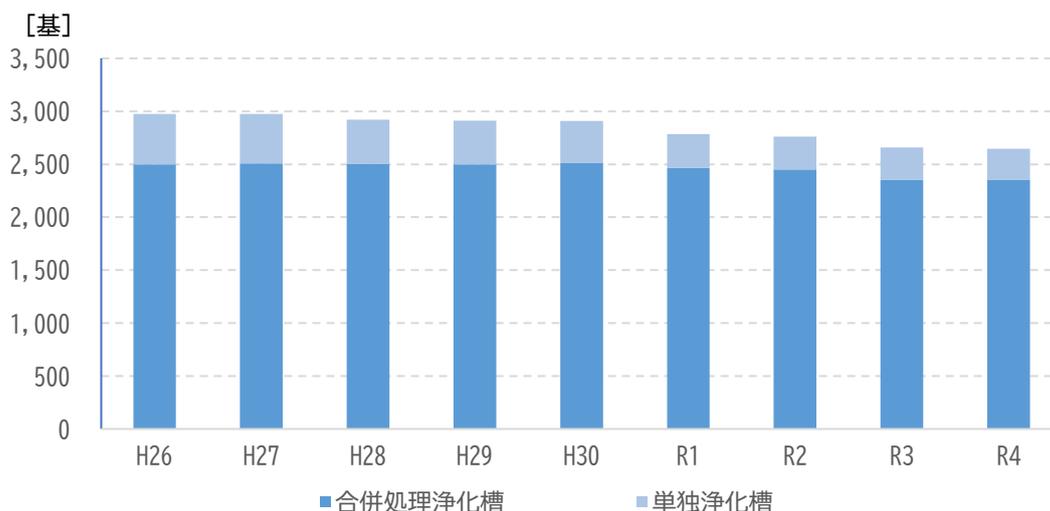


図 4 - 4 浄化槽設置数の推移

(5) 処理施設

ア し尿処理施設

あずさセンターは松塩地区広域施設組合が運営する施設で、平成元年に施設運用開始後、し尿及び浄化槽汚泥・家庭雑排水汚泥の処理を行っています。

表 4 - 3 し尿処理施設の概要

施設名	処理方式	処理能力	運営主体
あずさセンター	脱水+簡易ばっ気+希釈	3 2 kL/日	松塩地区広域施設組合

イ 中間処理施設

あずさセンターで処理された脱水汚泥は、松本クリーンセンターで助燃材として有効利用されます。

表 4 - 4 中間処理施設の概要

施設名	形式	処理能力	運営主体
松本クリーンセンター	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	1 5 0 t×3 炉 4 5 0 t/日	松塩地区広域施設組合

ウ 最終処分場

脱水汚泥を焼却した後の残渣は、可燃ごみの焼却残渣とともに令和 2 年度 (2020 年度) までは松本市エコトピア山田 (一般廃棄物最終処分場) で埋立処分されていましたが、エコトピア山田の再整備に伴い、令和 3 年度 (2021 年度) からは県外の民間事業者へ委託し、埋立処分又は再資源化されています。

2 計画のめざすもの

(1) 基本理念

本計画は、上位計画である第4次松本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）において、生活排水がもたらす環境負荷の低減を担っています。

したがって、第3章のごみ処理基本計画と同じく、環境基本計画で設定した基本理念の1つを本計画の基本理念とします。

— 基本理念 —

持続的発展が可能な社会の構築

(2) めざすまちの姿

環境基本計画において計画を支える5つの柱のうち、生活排水処理に関連する2つの柱と同一のものとします。

— めざすべきまちの姿 —

- ① 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）
- ② 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

(3) 基本方針

本市は、信濃川水系の最上流に位置し、河川等公共用水域の水質保全に対する責任が重大であることから、基本方針を以下のとおり設定します。

— 基本方針 —

河川下流への影響に配慮した公共用水域の水質保全

(4) 施策の展開

本市では、総人口のうち99.2パーセントの人が家庭雑排水を適正に処理しており、生活排水処理施設の整備はほぼ完了しています。従前から行っている合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を用いて、更なる普及促進に努めるとともに、すでに整備されている合併処理浄化槽以外の施設についても適正な管理方法への理解を促進することが公共用水域の水質保全に重要になります。

したがって、以下の2点を今後の施策の重点として設定します。

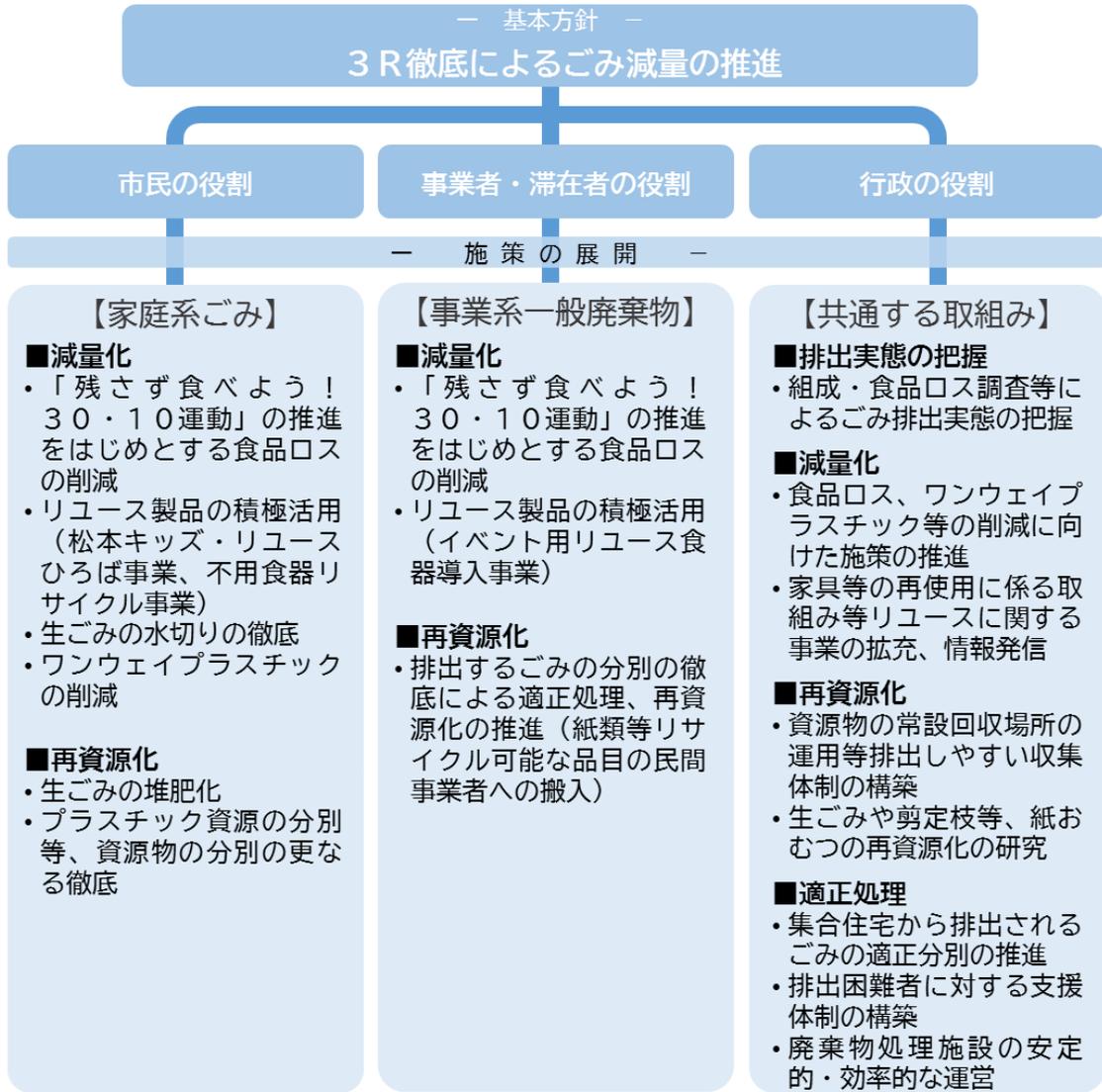
— 今後の施策 —

- 下水道区域外は補助制度により、合併処理浄化槽の設置整備を促進する。
- 各戸の排水処理施設について、適正な管理方法への理解を促進する。

— 基本理念 —
持続的発展が可能な社会の構築

- めざすべきまちの姿 —
- ① 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）
 - ② 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

【ごみ処理基本計画】



【生活排水処理基本計画】

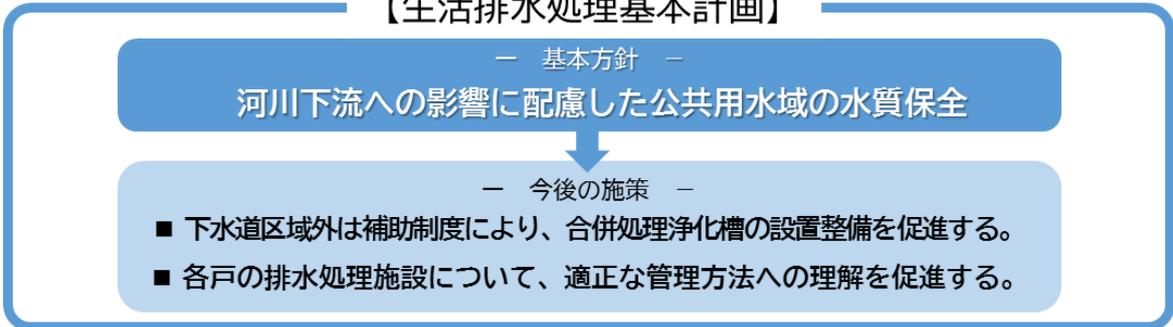


図 4 - 5 計画の概念図

3 今後の展望と将来予測

(1) 処理形態別人口について

し尿汲取世帯は、高齢者のみにより構成される世帯が多いことから、今後も減少が見込まれます。また、単独浄化槽についても、浄化槽法により新設が禁止されていることから、今後も減少していくものと思われま

す。本市の生活排水処理施設の整備は進んでいますが、経済的な理由から合併処理浄化槽の設置が困難な世帯もあるため、各戸の実情に見合った適正な管理方法の理解促進に努めます。

(2) 生活排水処理量について

し尿汲取人口の変化により、あずさセンターへのし尿投入量は減少が見込まれます。また、単独浄化槽や汲取便槽を使用する世帯から発生する家庭雑排水汚泥の投入量も、人口減等により減少していく見込みです。

浄化槽の設置数は減少傾向にあるものの、浄化槽法に基づく法定検査の強化による清掃汚泥の増加が見込まれることや、合併処理浄化槽の新設、汲取便槽からの切替え等を考慮すると、浄化槽汚泥の投入量は横ばいに推移すると考えられます。

生活排水処理量の見込みを図4-6に示します。

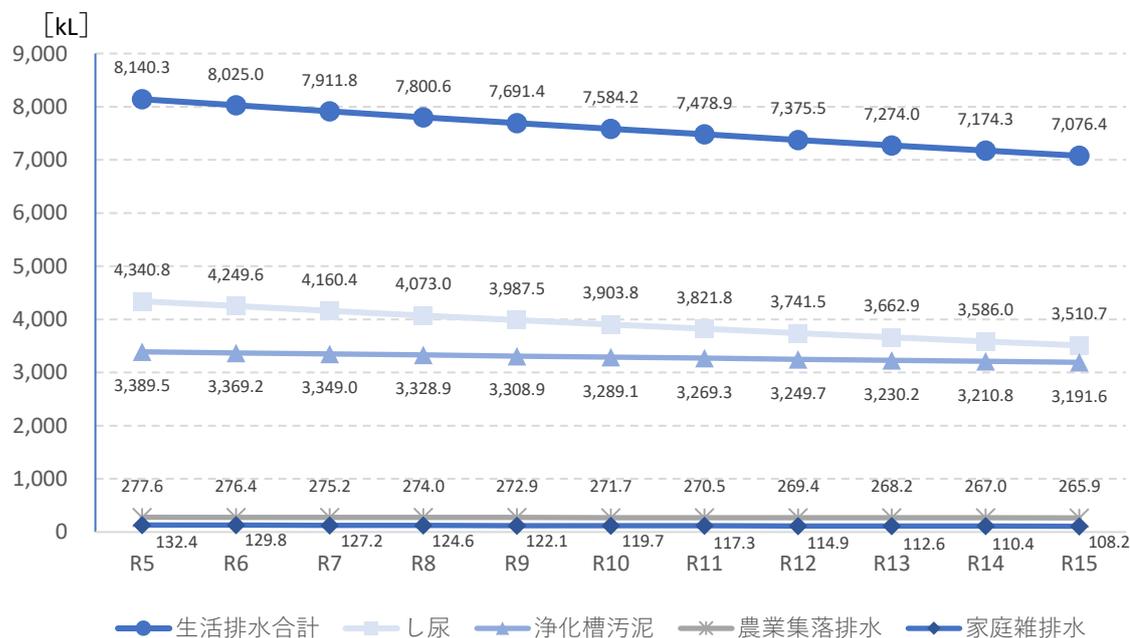


図4-6 生活排水処理量の見込み

第5章 計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1 計画の進行管理等

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、P D C Aサイクルによる適正な進行管理を実施します。

Plan

年度末に松本市一般廃棄物処理実施計画を策定

Do

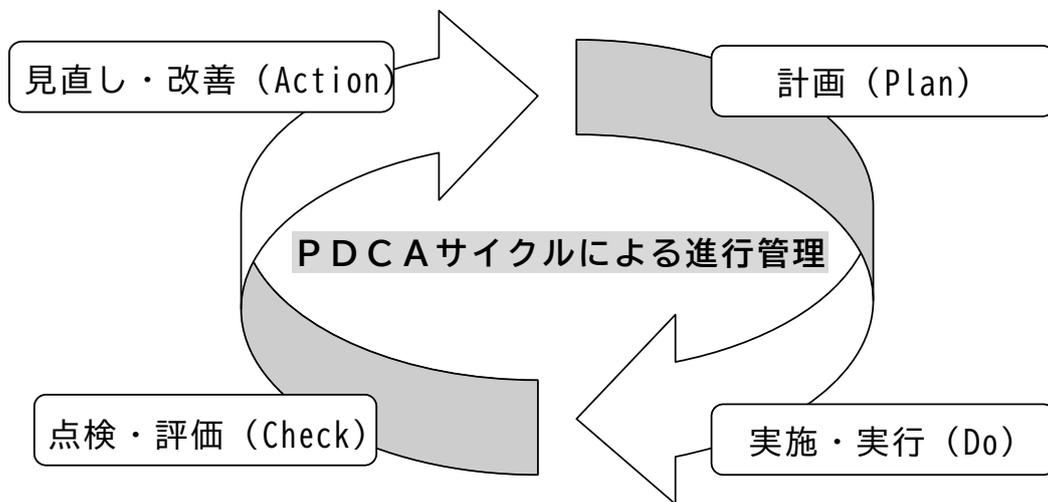
松本市一般廃棄物処理計画（令和5年度改訂版）及び松本市一般廃棄物処理実施計画に基づき、事業を実施

Check

松本市環境審議会において松本市一般廃棄物処理計画（令和5年度改訂版）を単年度評価

Action

実施計画及び予算において翌年度のごみ処理施策に対する実施内容を精査



(2) 施策の実施状況等の公表

各年度のごみ排出量及び施策の実施状況などを市ホームページ等により、市民に分かり易く公表します。